

校則 (生徒手帳より)

服装・頭髪等について

1 制服

学校指定の上着，カットシャツ，セーター，ベスト，ズボン，スカートを季節に応じて着用する。

*ズボンやスカートを極端にずらしたりしないこと。

(ホック・チャックはきちんとしめる。)

*スカートの丈は極端に長くしたり短くしたりしないこと。(女子)

*制服の改ざんはしないこと。元に戻せない場合は買い直してもらいます。

*学校指定のリボンを着用してもよい。(女子)

2 その他

(1) カッターシャツ

- ・学校指定のカッターシャツを着用する。
- ・長袖のシャツは必ず裾をズボンまたは，スカートの中に入れる。
- ・第2ボタンまでは留める。
- ・カッターシャツの下に着用するTシャツ等は白を基本とする。

(2) コート類 (11月～3月)

- ・派手なものは禁止。
- ・上着の上に登下校の時のみ着用してもよい。
- ・マフラーや手袋・帽子も登下校に使用してもよい。

(3) 靴下類

- ・高校生が通学するのにふさわしいものをはくこと。
- ・ストッキング，タイツは，華美でなく模様のないものを着用すること。

(4) 靴

- ・高校生が通学するのにふさわしいものをはくこと。
- ・サンダル等は禁止。
- ・スリッパ(上履)は，学校指定のものに限る。

(5) カバン・ベルト類

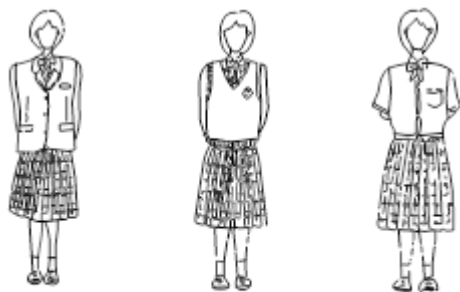
- ・色は黒，紺，茶の無地で一定の幅のあるもの。
- ・サスペンダーは禁止。
- ・高校生が通学するのにふさわしいものを使用すること。

(6) 頭髪・装飾品等の以下項目内容は禁止

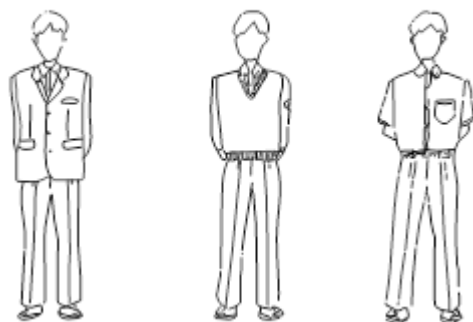
- ・パーマ，染髪，脱色，そりこみ，震災カット，ブロック，ライン，エクステ。
- ・化粧，装飾品(指輪・ピアス・イヤリング・ブレスレット・ネックレス等)。
- ・マニキュア・ペディキュア・カラーコンタクト等。

以上についての違反物品は一時預かります。(学期末担任より返却)

女子制服について



男子制服について



自動二輪・原付免許取得について

原付自動二輪は若者にとってもっとも人気のある車の一つですが安定性の悪さ，また直接外気に身をさらしている点，事故の危険性が非常に高く，また重大事故になることがきわめて多いものです。

大阪府下の高校生の二輪車の事故，特に死亡事故が増加しており，それも免許取得後，1年以内の高校生の関係する事故がきわめて多くなっています。その原因は，自分の運転技術を過信してスピードとスリルに酔った，無謀な運転によるものがほとんどです。

本校では，これらの危険性を十分考慮し，何よりも，命を大切にする観点から，「三ない運動」（免許を取らない，単車を買わない，単車に乗らない）を推進しています。家業の都合等でやむなく二輪車を購入し，運転するときには担任の先生まで前もって保護者から連絡をして下さい。

いかなる理由があろうとも，通学に自動車，単車を使用しないこと。また通学でなくても制服を着たまま，単車に乗ることは禁止です。違反者は懲戒処分があります。

自転車通学について

本校では自転車通学生が多く、登下校の様子は必ずしも良いとはいえません。交通ルールを守ることは命を守ることです。下記の事項をよく読んで一人一人が気をつけてください。また友だちが危ない乗り方をしていたらお互いに注意しあうようにしましょう。

注意事項

- 1 2人乗りは絶対しない。
- 2 道路は必ず1列で走行する。
- 3 歩道通行可の所以外は、車道の左側を通行する。
- 4 正門前の歩道や道路上での待ち合わせをしない。
- 5 時間に余裕をもって家を出る。あわててスピードを出しての運転は事故のもと。
- 6 学校へ着いたら指定された自転車置き場の奥から順にきちんと自転車を入れる。
- 7 小さい道から大きい道にでるときは必ず一旦停止して安全を確かめる。
- 8 雨天時の通学は必ずレインコートを着用のこと。
- 9 かさをさし・携帯電話を使用しながらの片手運転はしないこと。
- 10 夜間無灯火で走行しないこと。
- 11 ヘッドフォンをつけたまま走行しない。

※自転車通学者は必ず自転車通学許可願（生活指導部にあります）を提出し、自転車には、所定の鑑札を張り付けること。なお紛失等の場合、ただちに生活指導部に届け出をし再交付の手続きをとること。なお無鑑札の自転車は学校において適切に処理する場合がある。

携帯電話について

- ・校内での使用は禁止。電源を切り、鞆の中に入れておくこと。
- ・違反した場合、携帯電話を預かり、段階に応じた指導をします。